**軽度者に対する福祉用具例外給付適否判断　フロー図**

市への申請は不要

はい

はい

要支援1，2又は要介護１である。

（自動排泄処理装置については

要介護２及び３の者を含む）

「厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者」である。

（別添「可否判断基準」参照）

いいえ

（イ）特殊寝台及び特殊寝台付属品

（ウ）床ずれ防止用具及び体位変換器

（エ）認知症老人徘徊感知機器

（ア）車いす及び車いす付属品

（オ）移動用リフト

主治医の医学的所見及び適切なケアマネジメントにより当該福祉用具の貸与が必要であると判断した。

前回認定時から状態が悪化している

はい

いいえ

変更申請

はい

いいえ

給付不可

市への申請は不要

要介護１

要介護２以上

主治医の医学的所見により例外給付の対象と

すべき状態像(ⅰ)(ⅱ)(ⅲ)のいずれかに該当する。

（介護報酬の解釈(単位数表編)福祉用具貸与〔注４〕① ウ参照）

はい

いいえ

サービス担当者会議等を通じた適切な

ケアマネジメントにより、福祉用具貸与

が必要であると考えられる。

いいえ

はい

市への申請は不要

市への申請が必要

給付不可

給付不可

**（注意事項）**

**① 申請の必要がある場合は、福祉用具貸与開始日前までに市に申請してください。**

**ただし、急遽貸与した場合などの理由がある場合は、その旨を申請書（別添でも可）に記載してください。**

**また、見立てが要介護２以上としてプランを作成していたが、認定結果が要介護１となった場合は、暫定プラン（要介護２以上**

**でプランを作成していたことがわかるもの）も提出し、その旨を申請書（別添でも可）に記載してください。**

**② 区分変更・認定申請中の場合は、暫定ケアプランを元に申請してください。**

**③ 承認期間は貸与開始日から認定有効期間終了日までです。申請書にいつから福祉用具を貸与するか明記してください。**

**④ （イ）（ウ）（エ）の福祉用具を貸与する際、「例外給付の対象とすべき状態像」に該当しない場合は、当該福祉用具貸与が必要**

**と考えられる理由を申請書に記載してください。**

**⑤ 市への申請不要な福祉用具（ア）（オ）については、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジ**

**メントにより、必要と考えられる理由を居宅サービス計画書に記載し、本人・家族等に確認をとった上で、サービス記録と併せ**

**て保存しておいてください。**